

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人ウエルハート厚生会

特別養護老人ホーム ウェルハート明和

令和8年9月1日改定

1 事業主体の概要

① 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 ウェルハート厚生会
代表者名	理事長 西村 昭徳
所 在 地	三重県多気郡明和町大字志貴 1334 番地
電話番号	0596-55-8800

② 事業所の概要

施設名称	特別養護老人ホーム ウェルハート明和
所 在 地	三重県多気郡明和町大字志貴 1334 番地
連 絡 先	0596-55-8800
事業所番号	2472700752
施設長	藤森 正也

③ 施設の概要（構造）

建 物	敷 地	3,059 m ²
	構 造	鉄筋コンクリート 2 階建
	延べ床面積	2,615.50 m ²
	利用定員	60 名

④ 施設の概要（居室・施設）

ユニット型

居室・設備の種類	室数	備考
個室 1 階	20	1 ユニット 10 室×2
個室 2 階	40	1 ユニット 10 室×4
共同生活室・キッチン	6	1 階 2 2 階 4
浴 室	8	1 階 3(うち特浴 1) 2 階 5(うち特浴 1)
トイレ	23	1 階 9 2 階 14
医務室	1	1 階
厨 房	1	1 階
談話コーナー	2	1 階 1 2 階 1
中 庭	2	1 階

⑤ 職員体制

令和 8 年 4 月 1 日現在

職種	常 勤	非常勤	計
施設長	1 名	名	1 名
事務長	1 名	名	1 名
介護支援専門員	2 名	名	2 名
生活相談員	1 名	名	1 名
介護職員	25 名	6 名	31 名
看護職員	4 名	名	4 名
医 師	名	2 名	2 名
管理栄養士（隣接特養と兼務）	1 名	名	1 名
機能訓練指導員（隣接特養と兼務）	1 名	名	1 名
事務員	1 名	2 名	3 名
宿直員	名	4 名	4 名
清掃員	名	5 名	5 名

⑥ 施設利用に関すること

ご利用の際には、重要事項の説明の後、契約書を締結していただきます。

(1) ご利用の条件

当施設は医療機関ではありません。常時医療行為を必要とされる方はご利用いただけません。

(2) 持ち込みの制限

以下のもの以外は、原則として持ち込みできません。

衣類（当施設では、乾燥機を使用する場合もございますので、変形するものはご遠慮ください。）

歯ブラシ、洗面タオル、バスタオル、薬のみ、毛布、ティッシュペーパー、タオルケット、履物

※季節に応じ、衣類の入れ替えをお願いすることがあります。

※衣類や持ち物にはわかりやすいところにお名前をお書きください。

その他の物につきましては、担当者にご相談ください。

(3) 居室の決定方法及び変更等

居室の決定は、施設の利用状況等により、ご相談の上決定します。なお、入居者様の心身の状況等の変化により居室を変更する場合があります。

⑦ 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、ご利用者様及びそのご家族様に限らず全ての方に関覧していただけます。

2 事業の目的及び運営方針

当施設は、ご利用者様が自立した居宅生活を継続できるよう日常生活上の援助を行うことにより、ご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項及び第8条の2第7項に規定する短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下、「短期入所生活介護サービス等」という。）を適切に提供することを目的といたします。

当施設は次に掲げる運営方針に基づき、短期入所生活介護サービス等を提供いたします。

- (1) ご利用者様お一人お一人の意思及び人格を尊重し、居宅サービス計画に基づき、ご利用者様の権利を擁護し、個人の尊厳に配慮したサービス提供に努め、より一層質の高いサービスを追求いたします。
- (2) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものといたします。
- (3) 法令遵守と説明責任を果たし、安心、安全、健全な生活の場をめざします。
- (4) 効率的で良質な経営とサービスの根幹である人材育成に努めます。
- (5) ご利用者様が自立した居宅生活を継続できるよう日常生活上の援助を行うことにより、ご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

3 施設サービスの内容と費用

① 施設サービスの内容

種 類	内 容
食 事	ご利用者様の状況に応じた適切な食事介助を行います。 朝 食 → 8:00 ～ 9:15 昼 食 → 12:00 ～ 13:15 おやつ → 15:00 ～ 15:30 夕 食 → 17:30 ～ 18:45

入浴及び清拭	ご利用者様の身体の清潔を維持し、適切な方法により入浴の機会を提供いたします。
排 泄	ご利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行います。
整 容 等	個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。起床時及び就寝時に着替え等必要な支援を行います。
機能訓練	身体機能の低下防止のため、機能訓練指導員等によりご利用者様の状況に適した支援を行います。
健康管理	日常の健康管理を行います。 また、夜間の緊急時においても、看護師がオンコール対応いたします。
送 迎	送迎の時間等については、相談に応じ対応させていただきます。

② 費用

原則として利用料金表のうち各ご利用者様の負担割合に応じた金額となります。

※入居者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額になります。

※平成 30 年 8 月から一定以上の所得がある 65 歳以上の被保険者は、利用者負担が 2 割又は 3 割負担となりました。

保険料の滞納等により、当施設に直接介護保険給付が行われない場合には、料金表の利用料金全額をお支払いいただきます。利用料金のお支払いと引き換えに領収証とサービス提供証明書を発行いたします。

※サービス提供証明書は、利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

③ 料金表 ※空床利用型ユニット型短期入所生活介護費を算定（1 日あたり）

④ 加算料金表 ※ユニット型介護福祉施設サービス費を算定（原則として 1 日あたり）

⑤ 介護職員等処遇改善加算

※上記③から⑤については別紙料金表をご参照ください。

⑥ 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外サービスの利用料は全額負担となります。

利用料	1 日あたり				
段 階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
食 費	300 円	600 円	1,030 円	1,360 円	1,745 円
(第 1～3 段階②の内訳)	(朝食 345 円	昼食 555 円	夕食 555 円	間食 90 円)	
(第 4 段階の内訳)	(朝食 385 円	昼食 630 円	夕食 630 円	間食 100 円)	
居住費	880 円	880 円	1,370 円	1,470 円	2,066 円
理髪・美容	委託業者による実費				

⑦ その他のサービス

種 類	内 容	利用料
特別な食事に要する費用	特別な食事の提供	要した費用の実費
創作活動等の費用	材料代等	要した費用の実費

日常生活上必要となる諸費用	日常生活品の購入代金等ご契約者様にご負担いただくことが適当である費用	要した費用の実費
持込家電機器電気料	テレビ 15 円／日 その他機器については、要相談	1 月 450 円 要した費用相当
サービス終了後の居室明け渡しまでの費用	サービス終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る居室料	全額負担

⑧ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法

1 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供月ごとに計算し請求します。 イ 上記に係る請求書は、利用月の翌月 20 日までにご指定のご住所まで郵送します。
2 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払方法等	原則、（１）の方法によりお支払いをお願いしていますが、それによりがたい場合は、（２）又は（３）の方法によりお支払い下さい。 （１）利用者指定口座からの自動振替（利用月の翌月 26 日が振替日です。振替日が土日祝の場合は翌日となります。） （２）事業者指定口座への振込み（振込手数料はご負担下さい。） （３）現金支払い（利用月の翌月 26 日までに窓口でお支払い下さい。） 【振込先】 銀行名 三十三銀行 八間通支店 口座番号 普通 2695821 名義 社会福祉法人ウエルハート厚生会 理事長 西村 昭徳 フク) ウエルハートコウセイカイ

⑨ 利用中の医療の提供

嘱託医師が健康診断、健診治療等を行います。嘱託医師の指示により通院・入院治療や、緊急の場合近隣の病院等で治療していただきます。また、医療費は毎月末締めで計算し、預り金からお支払いさせていただきます。

⑩ 利用の中止、変更、追加

- （１）利用予定期間の前に、ご利用者様の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは追加をすることができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。
- （２）サービスの利用をキャンセルされる場合、食材料発注の関係で食費相当分のキャンセル料を下記により請求させていただきます。

キャンセル料	利用予定日の 3 日前の 17 : 30 までにご連絡いただいた場合	キャンセル料は不要です。
	利用予定日の 2 日前の 17 : 30 までにご連絡いただいた場合	1 日分の食費相当分を請求いたします。
	利用予定日の 1 日前の 17 : 30 までにご連絡いただいた場合	2 日分の食費相当分を請求いたします。
	利用予定時間までに連絡がなかった場合	3 日分の食費相当分を請求いたします。

4 身元引受人兼連帯保証人

当施設では、身元引受人の方を1名お願いしています。身元引受人は、ご利用者様の事業者に対する債務について、ご利用者様と連帯して履行の責（連帯保証人と同等の責務）を負うものとします。

利用手続きの際、必要事項の記入もあわせてお願いします。

なお、当施設では、葬儀はできませんのでご了承ください。

5 衛生管理等について

- (1) ご利用者様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ア 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - イ 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ウ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施します。
 - エ アからウまでのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

6 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者様が予め指定する連絡先にも連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	病 院 名	
	電 話 番 号	
ご家族様	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	

嘱託医	嘱託医氏名	梅田 裕之
	病 院 名	梅田クリニック
	電 話 番 号	0596-53-0700

協力医療機関等

医 療 機 関	病 院 名	梅田クリニック
	所 在 地	三重県多気郡明和町斎宮 3726-2
	電話番号	0596-53-0700
	病 院 名	松阪中央総合病院
	所 在 地	三重県松阪市川井町字小望 102
	電話番号	0598-21-5252
	病院名	済生会松阪総合病院
	所 在 地	三重県松阪市朝日町一区 15-6
	電話番号	0598-51-2626
	病院名	済生会松阪市民病院
	所 在 地	三重県松阪市殿町 1550
	電話番号	0598-23-1515
	病院名	済生会明和病院
	所在地	三重県多気郡明和町大字上野 435
	電話番号	0596-52-0131

8 事故発生時の対応

- (1) サービス利用中、ご利用者様に関わる事故が発生した場合は、保険者、ご家族様（後見人）、主治医、関係機関等に連絡するとともに必要な措置を講じます。
- (2) 施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (3) 安全対策担当者が委員長を務める事故対策委員会において、介護事故の原因究明、再発防止に向けた改善策を検討し、従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 事故が発生した場合の対応について、報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (5) 施設は、ご利用者様に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

安全対策担当者	皆川 健太（事故対策委員長）
---------	----------------

また、ご利用者様に対する指定短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険及び自動車保険（任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	保 険 名	賠償責任保険・医師賠償責任保険
	補償の概要	対人：上限 100,000 千円 対物：上限 10,000 千円
自動車保険	保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	保 険 名	一般自動車保険
	補償の概要	対人・対物：保険金額 無制限

9 心身の状況の把握

短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

10 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計画」の写しを、ご利用者様の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者へ送付します。

11 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者、防災訓練担当者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。
避難訓練実施時期：（毎年 2 回 5 月・11 月）
- (4) (3) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

防火管理者	皆川 健太
防災訓練担当者	南 圭祐

12 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① ご利用者様及びそのご家族様に関する秘密の保持について
 - (1) 当施設は、ご利用者様又はそのご家族様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
 - (2) 当施設及び従業員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様又はそのご家族様の秘密を正

当な理由なく、第三者に漏らしません。

(3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(4) 当施設は、従業者に、業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

(1) 当施設は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いませぬ。また、ご利用者様のご家族様の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で個人情報を用いませぬ。

(2) 当施設は、ご利用者様又はそのご家族様に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(3) 当施設が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担となります。）

13 虐待の防止について

当施設は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者	藤森 正也（施設長）
-------------	------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(5) 虐待防止のための指針の整備をします。

(6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

(7) サービス提供中に、当施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町（保険者）に通報します。

14 身体的拘束等について

当施設は、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行っており、サービスの提供に当たって、ご利用者様本人または他の入居者様等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合（以下の3つの要件を満たす場合）を除き、身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為を行いません。また、やむなく身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、5年間保存します。

(1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合

(2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合

- (3) 一時性……本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合

15 介護サービスの質の確保等

当施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、ご利用者様の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

16 サービス提供の記録

- (1) 介護老人福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスの提供が完結した日から2年間保存します。
- (2) ご利用者様は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写物の請求を行う場合は、有料です。)
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

17 サービス内容に関する苦情等相談窓口

【当施設】 苦情等受付窓口	窓口担当者	介護支援専門員 中山 恵子
	解決責任者	施設長 藤森 正也
	電話番号	0596-55-8800
	FAX 番号	0596-55-8801
	ご利用時間	9:15 ～ 17:30
第三者委員	法人監事	濱口 幸
	地域代表	西井 正 (0596-55-3254)
【外部】 苦情等受付窓口	市区町村	
	T E L	
	ご利用時間	8:30 ～ 17:15
	都道府県	三重県国民健康保険団体連合会
	T E L	059-213-6500
	ご利用時間	9:00 ～ 17:00
	都道府県	三重県福祉サービス運営適正化委員会 苦情相談室 (三重県社会福祉協議会内)
	T E L	059-224-8111
	ご利用時間	9:00 ～ 17:00

18 施設利用にあたっての留意点

面会・来訪	面会時間 (午前の部) 9:00 ～ 11:00 (午後の部) 13:00 ～ 15:00 ※感染症対策等により変更される場合があります。 面会時間を遵守し、玄関に備え付けの用紙に氏名等記入して下さい。また、面会時持参した物品、食品、薬等は、必ずその都度職員に届出て下さい。
給食 (欠食)	給食のキャンセルは3日前の17時30分までに事務所にお知らせください。それ以降のキャンセルの場合は料金が発生しますことをご了承ください。
持込みおやつ・飲み物	おやつにつきましては、1日の摂取カロリー等計算をしながら毎日提供させていただいておりますことから、原則、お菓子やお飲み物の持込みは禁止させていただいております。しかしながら、どうしても食べたい或いは飲みたい物がある場合は職員に一言声をかけていただきますようお願いいたします。
外出・外泊	事前にお申し出ください。
飲酒・喫煙	原則として禁止させていただきます。
ペット飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育は厳禁です。
衣類	持込みの衣類には名前をしっかりと書きください。また、洗濯については洗濯器・乾燥機を使用することから、色落ち・縮み等が発生した場合には補償は致し兼ねますことをご了承ください。
金銭管理	原則施設での管理は行いませんが、必要に応じ事務職員にご相談下さい。
写真・ビデオ	施設内で催し物を行う際には写真やビデオを撮らせていただくことがあります。和まれている表情をSNS等に掲載させていただく場合がございます。(諸事情によりご都合の悪い方はご利用時にお知らせください。)
迷惑行為	施設の秩序を乱す行為や騒音又はけんか、口論、暴力行為等他のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮下さい。サービス提供の中止等の措置を行う場合があります。
宗教・政治活動	施設内での執拗な宗教・政治活動はご遠慮下さい。
火気の扱い	施設および敷地内の火気の扱いは禁止させていただいております。面会者様の喫煙に於きましても、館内・敷地内では禁煙とさせていただきます。
家具・備品	居室に持ち込まれる家具・備品に関しては、地震等の緊急時や日常でご利用者様に危険が及ぶ可能性のある物の持込みをお断りさせていただく場合があります。

持込電化製品	居室への持込み電化製品については、持込み料金が発生する物やお断りさせていただいている製品があります。持込みの前には職員にご相談ください。		
	<参考例>	電化製品	持込み 料金
		オイルヒーター	×
		冷蔵庫	×
		電気毛布	*
		(*必要に応じて要相談)	
		扇風機 (羽根タイプのもの)	×
		CDラジカセ	○ 0 円
		加湿器・空気清浄器	○ 0 円
		テレビ	○ 15 円／日

以上、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護提供に当たり、本書面に基づき重要事項の説明を受け、その内容に同意するとともに本書面を受理しました。

年 月 日

事業所 所在地 三重県多気郡明和町大字志貴 1334 番地
名称 社会福祉法人ウェルハート厚生会
特別養護老人ホームウェルハート明和
施設長 藤森 正也 ⑩

説明者 職名：氏名 ☐ 生活相談員：皆川 健太
☐ 介護支援専門員：中山 恵子
☐ 介護支援専門員：村田 仁美

利用者様 住所
氏 名

利用者様の身元引受人兼連帯保証人

住 所

氏 名

電話番号 ()

署名代行者又は代理人

住 所

氏 名

電話番号 ()

私は、下記の理由により利用者に代わって署名の代行を行いました。

利用者との関係 ()

代 行 理 由 ()

以下余白

